

長野県企業局の美和発電所など 24 発電所電力の売電業務に係る仕様書（案）

1 適 用

この仕様書は、長野県企業局（以下「企業局」という。）が所有する美和発電所など水力発電所 24 か所で発電する電力の売電及び長野県庁舎への自己託送に係る需要追随供給（P P A）業務に適用する。

2 業務内容

（1）概要

長野県企業局電力の売電

ア 企業局は、(2)に掲げる発電所（以下「本発電所」という。）で発電する電力のうち、発電所内の消費電力等の必要電力（以下「所内電力」という。）及び長野県庁舎に自己託送する電力（以下「自己託送電力」という。）を除いた全てを買受人に売電するものとする。

イ 買受人は、県庁舎への自己託送に係る需要追随供給（P P A）のために必要な電力及び北信発電管理事務所にある水素ステーションで使用する電力に、アで売電された非 F I T 及び F I P 電力から優先的に充てるものとする。

ウ 買受人は、世田谷区長の指定する施設に、アで売電された電力を供給するものとする。

なお、世田谷区と売電に関する協議が整わなかった場合はこの限りではない。

エ 買受人は、企画提案書に記載した「ブランド価値」及び「2050 ゼロカーボン実現に向けた提案」に関する事業（以下「地域貢献事業等」という。）を行うものとする。

（2）対象発電所

ア 小渋第 1 発電所など 10 発電所（以下「非 F I T 発電所」という。）

発電所名	小渋第1発電所	小渋第2発電所	裾花発電所	菅平発電所	奥裾花発電所
所在地	下伊那郡松川町	下伊那郡松川町	長野市	上田市	長野市
発電形式	ダム式	ダム水路式	ダム式	ダム水路式	ダム式
最大出力	3,000kW	7,000kW	15,500kW	5,400kW	1,700kW
発電所運用に係る制約事項	ダム水位運用、農業用水供給に係る制約あり	小渋第1発電所に従属	ダム水位運用、農業用水供給に係る制約あり	ダム水位運用、農業用水供給に係る制約あり	ダム水位運用、農業用水供給に係る制約あり

発電所名	大鹿発電所	奥木曽発電所	大鹿第2発電所	松川ダム発電所	奈良井発電所
所在地	下伊那郡大鹿村	木曽郡木祖村	下伊那郡大鹿村	飯田市	塩尻市
発電形式	水路式	ダム式	水路式	ダム式	ダム式
最大出力	10,000kW	5,050kW	5,000kW	1,200kW	830kW
発電所運用に係る制約事項	異常出水に係る制約あり	ダム利水放流に従属	異常出水に係る制約あり	ダム水位運用、農業用水供給に係る制約あり	ダム水位運用、農業用水供給に係る制約あり

<特記事項>

(ア) 各発電所の最大出力は、企業局の都合により変更となる場合がある。

(イ) 奈良井発電所は大規模改修を行うため、令和 8 年 8 月 31 日に運転を停止する予定である。

イ 美和発電所など F I T 制度の適用を受ける 13 発電所（以下「F I T 発電所」という。）

発電所名	美和発電所	春近発電所	西天竜発電所	小渋第3発電所	高遠発電所
所在地	伊那市	伊那市	伊那市	下伊那郡松川町	伊那市
発電形式	ダム式	ダム水路式	水路式	ダム式	ダム式
最大出力	13,000kW	25,600kW	3,200kW	560kW	199kW
発電所運用に係る制約事項	ダム水位運用、農業用水供給に係る制約あり	農業用水供給に係る制約あり	農業用水供給に係る制約あり	河川維持放流に従属	河川維持放流に従属

発電所名	奥裾花第2発電所	横川蛇石発電所	信州もみじ湖発電所	くだものの里まつかわ発電所	小渋えんまん発電所
所在地	長野市	上伊那郡辰野町	上伊那郡箕輪町	下伊那郡松川町	下伊那郡松川町
発電形式	ダム式	ダム式	ダム式	ダム式	ダム水路式
最大出力	999kW	199kW	199kW	380kW	199kW
発電所運用に係る制約事項	ダム水位運用、農業用水供給に係る制約あり	ダム放流に従属	ダム放流に従属	ダム放流に従属	小渋第2発電所の運転に従属

発電所名	豊丘ダム発電所	森泉湯川発電所	金峰山川発電所
所在地	須坂市	北佐久郡御代田町	南佐久郡川上村
発電形式	ダム式	ダム式	水路式(砂防堰堤活用)
最大出力	178kW	151kW	145kW
発電所運用に係る制約事項	ダム放流に従属	ダム放流に従属	砂防堰堤での河川流量に従属

<特記事項>

各発電所の最大出力は、企業局の都合により変更となる場合がある。

ウ F I P 制度の適用を受ける 1 発電所（以下「F I P 発電所」という。）

発電所名	与田切発電所
所在地	上伊那郡飯島町
発電形式	水路式
最大出力	6,600kW
発電所運用に係る制約事項	異常出水に係る制約あり

<特記事項>

発電所の最大出力は、企業局の都合により変更となる場合がある。

3 期間及び電力量

(1) 売電期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

(2) 売電電力量

ア 企業局は、天候、保守作業、機器故障等により年間供給電力量に変動が生じても、発電した全量（ただし所内電力及び長野県庁舎への自己託送電力を除く。）を売却し、買受人は、全量購入するものとする。

イ アの電力量には、県庁舎への自己託送に係る需要追従供給（P P A）のための電力量（自己託送で供給された電力量を除き、30 分単位で長野県庁舎の需要電力量^(※)を賄える時はその全量、賄えない時は可能な最大の電力量）及び北信発電管理事務所にある水素ステーションで使用する電力を含むものとする。

（注）※送電による損失率分の電力を含む。

ウ 買受人は、世田谷区長の指定する施設に、アで売電された電力のうち需要端（低圧）2,430 千 kWh 程度を供給するものとする。

なお、世田谷区と電力需給に関する協議が整わなかった場合はこの限りではない。

（３）令和８年度の月別予定使用電力量及び過去３年間の月別売電電力量実績

別添１－３ 仕様書別表１及び２のとおり

（４）過去１年分の３０分毎の発電値

参加申込者のうち希望する者に別途提供する。

（５）世田谷区長の指定する施設及び供給する電力量

参加申込者に別途提供する。

４ 発電見込み

（１）発電見込みの調整

美和、春近、小渋第１、小渋第２及び裾花発電所の発電パターンは、企業局が買受人と調整のうえ決定する。調整の方法については企業局と買受人との協議により定める。

（２）発電見込みの通知

企業局は、買受人に対し、各発電所の発電パターン及び１日の電力量予測値（以下「発電見込み」という。）を通知する。発電見込みの通知方法及び通知時刻については、企業局と買受人との協議により定める。

水路式発電所（大鹿、大鹿第２、西天竜、与田切及び金峰山川発電所）にあつては、河川からの取水量により発電量が変動することから、通知した発電見込みと実績値とが相違する場合がある。

５ 発電の停止および制限

企業局は、発電見込みの通知以降において、次の事由等により発電を停止又は制限し、また、発電パターンを変更できるものとする。なお、企業局は、可能な範囲において、発電停止時間の縮小や事前の通知に努める。

- （１）当該発電所の施設、設備の故障
- （２）災害等が発生又は発生するおそれがある場合
- （３）ダム式及びダム水路式の発電所にあつては、ダム及び利水者からの要請
- （４）水路式発電所にあつては、取水する河川の流量変動
- （５）発電所又は取水口下流河川の公衆保安確保に関する要請
- （６）送配電事業者からの要請
- （７）送配電事業者が管理する送電線又は配電線の故障
- （８）電力広域的運営推進機関の指示等

６ 設備の点検、修繕等に伴う発電停止

企業局は、設備の機能を維持するため、点検、修繕等（以下「点検等」という。）により発電を停止することがある。その場合、原則として、企業局は発電停止日時等を買受人へ事前に通知する。通知の方法等は協議により別に定める。

7 長野県庁舎への供給電源の供給

買受人は、令和8年4月1日午前0時から令和9年3月31日24時まで、長野県庁舎で消費する電力（自己託送により企業局から直接供給されるものを除く。）について、別添1－4「需要追従供給電源の供給要領（案）」により供給するものとする。

8 電力料金

（1）電力料金の算定

ア 非FIT発電所、FIP発電所

買受人が企業局に支払う毎月の電力料金は、原則として次の（ア）又は（イ）で定める算定方法による。ただし、3（2）イの県庁舎への自己託送に係る需要追従供給のための電力量（以下「PPA電力量」という。）は、電力料金の算定において、受給電力量及び予定売電電力量から控除し、買受人は、電力料金を支払う必要はない。

（ア）一部料金制の場合

当該月の受給電力量から、実績によるPPA電力量（以下「 α 」）を控除した電力量に、提案のあった買取単価を乗じた額に消費税等相当額を加えた額とする。

$$\text{電力料金} = (\text{当該月の受給電力量} - \alpha) \times \text{買取単価} + \text{消費税等相当額}$$

（イ）二部料金制の場合

次のA、B及びCを合算した額に消費税等相当額を加えた額とする。

A：予定売電電力量から、仕様書別表1中のPPA電力量（以下「 β 」）を控除した電力量に、提案のあった買取単価（非化石価値単価を除く。）に基本料金割合（％）を乗じ、更に100で除した金額の12分の1の額

B：当該月の受給電力量から α を控除した電力量に、買取単価（非化石価値単価を除く。）に100から基本料金割合（％）を減じた値を乗じ、更に100で除した額

C：当該月の受給電力量から α を控除した電力量に非化石価値単価を乗じた額

$$\text{電力料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金} + \text{非化石価値料金} + \text{消費税等相当額}$$

$$\text{A：基本料金} = (\text{予定売電電力量} - \beta) \times \text{買取単価 (非化石価値単価を除く.)} \times \text{基本料金割合 (％)} \div 100 \div 12$$

$$\text{B：従量料金} = (\text{当該月の受給電力量} - \alpha) \times \text{買取単価 (非化石価値単価を除く.)} \times (100 - \text{基本料金割合 (％)}) \div 100$$

$$\text{C：非化石価値料金} = (\text{当該月の受給電力量} - \alpha) \times \text{非化石価値単価}$$

（注）消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方消費税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

（ウ）容量市場の取扱い

a 容量市場収入の取扱い

企業局と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により企業局が得る収入及び電力広域的運営推進機関が小売電気事業者等に請求する容量拠出金の支出については、本契約による清算は行わないことから、（ア）又は（イ）の電力料金は、容量市場におけるkW価値を除いたものとして取り扱う。

b 容量市場の契約内容の開示

参加申込者のうち希望する者に別途提供する。

c 容量市場に係る企業局の業務への対応

買受人は、電力広域的運営推進機関と企業局との容量確保契約に基づき、企業局に課されるリクワイアメント（容量提供事業者に求められる要件）及びアセスメント（リクワイアメントの達成状況の確認・評価）について理解し、誠実に運用及び業務への協力を行うこと。

また、容量ひっ迫時には、電力広域的運用推進機関への発電計画（前日計画及び当日計画）の変更等を行うものとする。

（エ）系統連携受電サービス料金（発電側課金）の取扱い

系統連携受電サービス料金（発電側課金）について、（ア）又は（イ）の電力料金の算定においては考慮しないこととする。なお、契約に当たっては、必要な額を電力料金に転嫁するものとし、買受人は発電側課金と転嫁する金額を相殺して発電側課金を中部電力パワーグリッド株式会社に支払うものとする。

なお、発電側課金として転嫁する金額の予定額については、参加申込者に別途提供する。

また、与田切発電所については、系統連携受電サービス料金（発電側課金）の対象外である。

（オ）F I P プレミアムの取扱い

F I P 発電所に関して支払われる供給促進交付金（プレミアム）については、すべて企業局に属するものとする。

イ F I T 発電所

買受人が企業局に支払う毎月の電力料金は、原則として次に定める算定方法による。

当該月の受給電力量に提案のあった上乗せ買取単価を乗じた額に消費税等相当額を加えた額とする。

$$\text{電力料金} = \text{当該月の受給電力量} \times \text{上乗せ買取単価} + \text{消費税等相当額}$$

なお、発電所ごと、電力の追加性に着目した分類ごとに異なる上乗せ買取単価の提案があった場合は、発電所又は電力の追加性に着目した分類ごとに電力料金を算定し、その総額を支払うものとする。

※ 消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方消費税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

（２）電力料金の支払

原則として、企業局は（１）により算定した電力料金を検針日の翌月の15日までに買受人に請求し、買受人は、請求の日から10日以内（以下「支払期日」という。）に企業局に支払うものとする。なお、買受人は、支払期日までに料金を納付しない場合は、その延滞日数につき、所定の遅延利息を加算して、企業局に支払う。

9 その他

（１）託送供給等の契約

買受人は、託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約に係る売電が遅滞なく行えるよう、速やかに買受人の負担で必要な契約を締結すること。

（２）取引用計量器からの通信線等の接続

買受人の希望により、発電所内に設置した取引用計量器の計量データを必要とする場合は、事前に企業局の承諾を受けたうえで、工事を行うことができる。ただし、本契約が満了又は解除した場合は速やかに原状回復するものとする。このための設置及び撤去に係る費用は全て買受人の負担とする。

（３）契約期間満了時における引継ぎ事務

買受人は、この契約の期間満了又は解除があった場合には、次に企業局と契約を締結する者に

対して、名義の変更、託送供給の契約等における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

(4) 守秘義務

買受人は、本契約上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後においても同様とする。

また、買受人は、契約図書及び関係図書を契約の履行のために使用する以外の目的で第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

(5) インバランス対応

ア 自己託送に関する電力量は、企業局が電力広域的運営推進機関へ提出する発電販売計画及び部分供給通告値を優先的に確保するものとする。

イ 買受人がインバランスに関する対応（バランシンググループの形成やインバランス調整、インバランス料金の負担など）を行うものとする。

(6) 電力広域的運営推進機関への手続

発電計画、作業停止計画など電力広域的運営推進機関への提出その他手続の全ては、買受人が行う。

(7) 非化石価値

本契約には、F I T 発電所の電力を除いて非化石価値を含むものとする。

また、F I T 発電所の電力については、F I T 非化石市場において当該発電所のトラッキング付き非化石価値の優先割当を受けることができる。

(8) 給電申合書の作成

企業局及び買受人は、電力の受給に関する運用を円滑に行うため、必要事項を定めた申合書を双方協議のうえ作成、締結する。

(9) 地域貢献事業等の計画

買受人は、地域貢献事業等を実施するに当たり、その実施計画を企業局に提出する。

(10) 地域貢献事業等の実施報告

買受人は、地域貢献事業等の実施状況について、企業局に報告すること。

(11) 電力販売実績の実施報告

買受人は、月別、法人・個人の別、都道府県別の電力販売実績を企業局に報告すること。

(12) 追加性電源の活用策

企業局は、買受人に対し、以下の発電所に関しての追加性電源の活用策についての提案を求める。（提案の有無及び対象発電所は任意に設定してよい。）

企業局は、この提案内容について採用することとした場合は、企業局及び買受人の間で必要な契約等を締結する。

発電所名	区分	運転開始 年月日	最大出力 (kW)	うち 追加性電源 (kW)	備考
美和発電所	改修	令和7年5月1日	13,000	800	ダム式、F I T
春近発電所	改修	令和7年4月1日	25,600	1,700	ダム水路式、F I T
小洪第2発電所	改修	平成31年1月14日	7,000	500	ダム水路式
裾花発電所	改修	令和4年2月3日	15,500	900	ダム式
小洪第3発電所	改修	令和6年8月1日	560	10	ダム式、F I T
与田切発電所	改修	令和6年10月1日	6,600	300	水路式、F I P
高遠発電所	新設	平成29年4月1日	199	199	ダム式、F I T

発電所名	区分	運転開始 年月日	最大出力 (kW)	うち 追加性電源 (kW)	備考
奥裾花第2発電所	新設	平成29年4月1日	999	999	ダム式、FIT
横川蛇石発電所	新設	令和2年4月1日	199	199	ダム式、FIT
信州もみじ湖発電所	新設	令和3年6月1日	199	199	ダム式、FIT
くだものの里まつかわ発電所	新設	令和3年4月1日	380	380	ダム式、FIT
小渋えんまん発電所	新設	令和3年4月1日	199	199	ダム水路式、FIT
豊丘ダム発電所	改修	令和7年8月1日	178	28	ダム式、FIT
森泉湯川発電所	新設	令和6年6月1日	151	151	ダム式、FIT
金峰山川発電所	新設	令和6年6月1日	145	145	水路式、FIT

※追加性電源の検証については、いずれも未実施である。

(13) 指定需要家への電力供給等

- ア 買受人は、企業局から、企業局が指定する需要家への企業局電力の供給の申入れがあった場合、協議に応じること。なお、指定需要家への電力供給は、3（2）で定める電力量において対応するものとし、必要となる費用等は買受人と企業局との協議により決定するものとする。企業局は、供給開始希望日の3か月前（需要家側の事由等により供給開始までに期間を要する場合を除く。）までに申し入れるものとする。
- イ 買受人は、企業局から、県の政策実現ため3（2）で定める発電量の一部を買受人とは別の者に売電することについて申入れがあった場合、電力の取扱い等について、協議に応じること。